

Closing out 2017

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusの特別版では、規制当局の焦点の分野、現在の経済環境又は会計基準の変更を受けて、2017年12月31日に終了する年度に関連する財務報告の論点を記載している。

1. 財務業績の報告

IAS第1号は、純損益計算書にいくつかの項目を表示することのみを要求している（収益、金融費用及び持分法会計を使用していることから生じる純損益と税金費用、非継続事業の影響額、ならびにIFRS第9号を適用している場合には、金融商品会計に関する多様な項目）。以下を条件として、追加的な表示項目がIAS第1号85項によって許容されている。

- IFRSに従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成される。
- 明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- 期間ごとの継続性がある。
- IAS第1号で要求している表示項目よりも目立つ表示はしない。

財務諸表利用者に追加の重要性のある情報を提供する場合に、表示項目を分解すべきであるという包括的な原則の観点から、追加的な表示項目を表示することが容認され、また表示すべきである。

そのような指標を使用する場合に、以下の事項に留意すべきである。

- IAS第1号の結論の根拠BC56項で議論されているように、「営業利益」と名称を付された指標は、企業の営業活動の一部を形成すると一般的に理解されている棚卸資産の評価損のような項目を除外すべきではない。
- IFRSによって許容されない限り、利益と損失は相殺すべきではない。
- 当該表示項目の識別に関する明確な会計方針を提供すべきである。

追加的な表示項目の表示は、規制当局の焦点の分野でもあり、関連する規制当局の見解は、特定の表示が容認可能かどうかを評価することにより検討すべきである。特に、「基礎となる (underlying)」又は「修正された (adjusted)」利益数値の表示は、規制当局の要求事項が異なる分野である。そのような表示が認められる場合、修正された利益数値から除外される項目を識別するアプローチが、公平に行われ（損失と同様に容易に利得を除外する）、各年度を通じて一貫してとられ、かつ明確に開示される（一定の項目を修正する必要があると考えられる理由の説明を含む）。

2. 会計原則に基づかない財務指標 (Non-GAAP financial measures)

財務諸表外における「会計原則に基づかない」数値（「代替的業績使用」のような他の用語を使用して呼ばれることもある）の使用は、以下で要約されている「会計原則に基づかない財務指標に関する最終文書」を公表している証券監督者国際機構 (IOSCO) や世界の多くの法域で規制当局の関心分野でもある。

IOSCOの会計原則に基づかない業績指標に関する文書

範囲—会計基準に基づく指標（例えば、プレス・リリース又は年次報告の説明セクションに含まれる、発行者の財務報告のフレームワークに従って決定される指標と定義）ではない、発行者の現在、過去又は将来の財務業績、財政状態又はキャッシュ・フローの数値指標である「会計基準に基づかない財務指標」に適用する。財務諸表に含まれる開示も、財務指標ではない業務上又は統計的指標も、範囲に含まれない。

会計基準に基づかない財務指標の定義—指標を定義、説明（標準化された指標ではない記載を含む）し、明確に名付けるべきである。また、その指標の使用の理由（情報が投資家に有用な理由の説明も含む）を説明すべきである。

偏りのない目的—会計基準に基づかない指標は、不利な情報の表示を避けるために利用されるべきではない。

会計基準に基づく指標の表示を目立たせること—会計基準に基づかない指標は、最も直接的に同等である会計基準に基づく指標より目立たせて表示すべきではない。

比較可能な会計基準に基づく指標への調整表—最も直接的に同等である会計基準に基づく指標への、明確で定量的な調整表が提供されるべきである。

期間を通して一貫した表示—比較の価値を表示すべきであり、会計基準に基づかない指標を、通常は各年度を通して一貫して表示すべきである。

したがって、会計基準に基づかない指標の変更（又は、会計基準に基づかない指標の使用の中止）を、比較可能な修正された数値で説明すべきである。

経常項目—IOSCOの認識では、リストラチャリング・コスト又は減損損失が「非経常」、「稀な」又は「通常ではない」と判断できる状況はほとんどない。

関連する情報へのアクセス—会計基準に基づかない指標の使用及び算定を裏付ける情報は、直接に指標に添付するか、情報が入手可能な箇所への相互参照することにより、利用者に容易に利用可能であるべきである。

規制当局によっては、そのような情報の使用を（場合によっては、これらのガイドラインより厳格に）制限する要求事項を有している。米国証券取引委員会（SEC）の会計原則に基づかない業績指標の使用に関するガイドライン（IFRS報告企業にも適用）は、デロイトのロードマップ（Deloitte roadmap to non-GAAP financial measures）*1でカバーされている。一方、欧州証券市場監督局（ESMA）は、代替的業績使用に関するガイドラインを公表した。

見解

デロイト発行の「代替的業績指標：実務ガイド*2」は、APMの使用に関する追加のガイダンスを提供する。そのガイダンスでは、ベスト・プラクティスとして考慮すべき事項を提示し、企業がいかにかにそのような指標を表示するかの実例を提供する。

するための主要な情報源は、当該数値を算出するために適用した会計方針の明確な記述である。IAS第1号「財務諸表の表示」では、以下の事項についての説明によって補足することを要求している。

- 当該方針を適用する際に行われた最も重要な判断
- 重要な見積りの不確実性の発生要因（将来に関して行った仮定を含む）のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの

デロイト発行の「IFRS in Focus：主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」*3では、重要な判断及び見積りの不確実性の発生要因の開示に関して、さらに詳細な情報を提供している。

会計方針についての効果的な記述には、重要な取引及び残高に適用した方針についての、明確で企業固有の説明を含むべきであり、事業の継続的な要素（例えば、収益ストリームごとの収益及びコストの認識方針）も、重要な企業結合のような一度限りの取引も含むべきである。

3. 会計方針、判断及び見積り

投資家が財務諸表に含まれる項目を理解できるように

*1 原文（英語）に関しては、デロイトのUS GAAP Plusのウェブサイト（<https://www.iasplus.com/en-us/publications/us/roadmap-series/non-gaap>）を参照いただきたい。

*2 本ガイドに関しては、デロイト トーマツのウェブサイト（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20160722.html>）を参照いただきたい。

*3 内容については、本誌2017年7月号 IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」を参照いただきたい。

る。さらに、おそらく同じくらい重要なこととして、企業にとって重要ではない項目に関する会計基準の要求事項の不適切な繰返しは「除外」すべきである。

重要な判断及び見積りの不確実性の開示に対する要求事項は、独立して、異なる論点を取り扱っている。大まかに言えば、重要な**判断**は、取引や項目を「特徴づける」際（例えば、債務再構成が契約変更であるか消滅であるかどうか、又は、企業結合においてどの当事者が取得企業か）に適用され、他方、**見積り**の不確実性は「価値」、例えば、不確実な税務ポジションに対する引当金又は棚卸資産の正味実現可能価値に関連する。有益な開示を準備し表示する際に、両者を明確に区分することが有用である。

IAS第1号が、「最も重要な影響」を与えている判断及び見積りの不確実性の「主要な発生要因」を参照していることを念頭に置くことも重要である。当事業年度において経営者の調査を真に必要なとした少数の論点の包括的な説明は、比較的課題とならない多くの項目を表面的に参照することよりも価値を有する。見積りの不確実性に関しては、**翌事業年度中における**重要性のある修正のリスクを特に参照していることにも留意すべきである。より長い期間の不確実性に関する情報は追加的な開示として有用であるかもしれないが、このIAS第1号の要求事項の一部を構成するものではない。

最終的に見積りの不確実性に関して、開示の定量的な要素を見落とすべきではなく、問題の資産及び負債の帳簿価値、見積りの変更に対する残高の感応度、ならびに、不確実性が翌事業年度中に解消することが見込まれるのであれば、考え得る結果の範囲を含めなければならない。

IASB実務記述書—重要性に関する判断の行使

2014年のIAS第1号の修正において、重要性の概念は財務諸表の開示に適用され、開示が特定の基準によって要求されていたとしても、重要性がなければ提供する必要がないことを繰り返している。しかしながら、どの情報を「開示過多」を避けるために除外すべきかということを含め、財務諸表において重要性を考慮することは、財務報告において引き続き重大な論点である。この認識から、2017年9月にIASBは実務記述書を公表し、財務諸表の作成において、どのように重要性に関する判断を行使するかについてのガイダンスを提供している。ガイダンスは強制されるものではなく、直ちに利用することができる。

実務記述書は、他の方法も適切であることを認識しているが、項目が重要かどうかについてを検討する際に役立つ4段階のステップを提示している。

ステップ1—重要性のある可能性のある情報の識別。（その際、適用される会計基準の要求事項及び主要な情報二つの両方を考慮に入れる。）

ステップ2—さまざまな定量的及び定性的要因を検討することによる当該情報に重要性があるかどうかの評価。

ステップ3—情報を効果的かつ効率的に伝達するための、重要性があるとして識別された情報の構成。

ステップ4—すべての重要性のある情報が識別されたかどうかを決定するための財務諸表のドラフトの全体的なレビュー。個別に重要性がないと判断された項目が、完全な一組の財務諸表における他の情報の内容において重要性があると見なされる可能性があるためである。

デロイト発行の「IFRS in Focus : IASBが、重要性に関する判断の行使に関する実務記述書を公表」*4では、実務記述書に関して、さらに詳細な情報を提供している。

4. 新しい会計基準の影響

重要な新しい基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号「金融商品」が2018年1月1日以後に開始する事業年度に強制的に発効するため、2017年12月の年次報告書の公表は、これらの基準の適用開始日より後となる。IFRS第16号「リース」の発効日（2019年1月1日以後に開始する事業年度）も、近づいている。したがって、会計処理の可能性のある変化に係る企業固有かつ定量的な開示を、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に従って行う必要性は増しており、規制上もますます注目される領域となってきている。実際に、多くの法域における規制当局がこの領域についての期待を表明しており、作成者は2017年の年次報告書の作成に際してこれらに留意すべきである。

2017年12月の年次報告書の公表がIFRS第15号及びIFRS第9号の発効日より後となるため、適用の分析が1年前より進展し、前期の財務諸表で提供された例えば以下の情報が、さらに精緻化し発展していることが期待される可能性がある。

- 適用される会計方針（継続的に適用されるもの、ならびに、移行及び実務上の便法に関するもの）
- 現行基準のもとで報告されている金額に対する変化の

*4 内容については、デロイト トーマツのウェブサイト（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20170914-2.html>）を参照いただきたい。

説明（適切に分解したもの）

- 前期に認識された金額と比較して、予想される可能性ある影響の金額及び内容

新しい会計方針を明確に説明することが必要である。例えば、本人・代理人の分析や契約の要素を「分解」するための基礎に関連して収益の会計処理がどのように変化する可能性があるか、IFRS第9号の予想信用損失モデルが金融資産に係る減損損失の認識及び測定にどのように影響する可能性があるかなどについて説明が必要である。

新しい基準の影響について定量的な情報を提供するには、適切に分解することが必要である（例えば、もっとも影響を受ける可能性のある事業セグメントについての情報は投資家にとって有用である可能性がある）。

IFRS第15号及びIFRS第9号の影響は、企業の取引の詳細な内容によっては、数が多くかつ多様なものとなる可能性がある。それぞれの基準についての一連のリソースがウェブサイト（www.iasplus.com）で利用可能である。また、新しい会計上の要求事項を適用するためのプロジェクトの支援に関連して、各地域のデロイト・メンバー・ファームにコンタクトすることも可能である。

IFRS第9号に関する最近の動向

IFRS第9号の発効日が近づく中で、IASB及びIFRS解釈指針委員会は、本基準の適用から生じる論点の議論を続けてきた。

それらの論点の1つが、本基準の修正である「負の補償を伴う期限前償還要素」の公表（2017年10月）につながった。これは、「元本及び利息の支払のみ」の要件（SPPI要件）を修正し、ローンを早期償還することを選択した相手方が（より普通の場合にそうであるように補償を支払うのではなく）補償を受け取るような要素を（一定の状況において）許容するものである。一定の条件が満たされていることを条件として、そのようなローン資産を、公正価値でなく償却原価で測定することが可能になる（ただし、IFRS第9号の他の要件を満たしていることは必要）。

本修正の結論の根拠では、これと関連しない論点の明確化も行われている。すなわち、金融負債の条件変更又は交換が行われたが、それが大幅でないために、当該負債の認識の中止（及び公正価値による新しい負債の認識）に至らなかった場合の会計処理に係る明確化である。本結論の根拠では、こうした条件変更については、キャッシュ・フローの変化を

金利費用に織り込み、当該負債の残存期間にわたって認識する（これがIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における優勢な会計処理であった）のではなく、見積キャッシュ・フローの改訂として扱う（その結果、利得又は損失を即時に認識する）べきであると記述されている。

条件変更の会計処理に係る明確化は、IFRS第9号の修正そのものではなく結論の根拠の一部であるため、IFRS第9号の適用開始時に適用すべきである。

デロイトのニュース・レター「A Closer Look：金融負債の交換又は条件変更に関するIAS第39号からIFRS第9号への移行の影響」*5では、金融負債の条件変更に係る会計処理に対するIFRS第9号の影響について、より詳細を伝えている。

IFRS第16号の発効日は1年後であるため、本基準の影響の評価は（早期適用する意図である場合を除き）進展がより遅い可能性があり、したがって、企業が本基準の影響について詳細な定量情報を提供する能力はより限定的である可能性がある。しかし、合理的に見積可能である範囲において、企業固有かつ定量的な開示を提供すべきである。さらに、IAS第17号「リース」に従ったオペレーティング・リースのコミットメントの開示について、追加的に精査される可能性に留意すべきである。なぜなら、この開示が、IFRS第16号がもたらす可能性のある影響のガイドとして用いられ、（選択される経過措置次第であるが）IFRS第16号の適用時に認識されるリース負債に調整される必要があるからである。

これらの開示に係るガバナンスとコントロールの必要性を見過すことはできない。基本財務諸表にはまだ反映されていないが、この情報は財務諸表の一部であり、その目的のために使用されるために十分に堅固でなければならない。

5. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの妥当な表示及び関連する開示は、依然として規制上の焦点である。とりわけ、以下の事項は論点とされている。

- ファイナンス・リースのために行われた支払についての、元本返済部分（財務キャッシュ・フローに分類）と利息部分（他の支払利息についての会計方針に従って、営業又は財務キャッシュ・フローに分類）への配分。この点は、IFRS第16号の適用に際し、より多くの支払に関連性があることとなる。限定的な実務上の便法はあるものの、すべてのリースについて元本と利

*5 内容については、本誌2018年2月号「A Closer Look：金融負債の交換又は条件変更に関するIAS第39号からIFRS第9号への移行の影響」を参照いただきたい。

息の要素を有するように扱われることとなるからである。

- 投資に関連していると考えられるが資産として認識されない支払（取得費用など）。このような支払は、結果として、営業キャッシュ・フローに分類されるべきである。
- ファクタリング取引やリバース・ファクタリング取引の表示及び開示

財務活動から生じた負債の変動についての開示（「債務総額の調整表」といわれることがある）を要求するIAS第7号の修正は、2017年12月期に発効する。いくつかの法域では「純債務の調整表」の表示がすでに一般的な実務となっており、引き続き認められる開示である。しかし、修正された基準の要求事項に準拠していることを確実にするために、過去に採用されていた表示方法は見直すべきである。とりわけ、以下の点を見直すべきである。

- 調整表における項目と、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書とを、利用者が関連づけることができるか。
- 非資金変動及び将来において財務キャッシュ・フローをもたらす項目を調整表に含めているか。
- 金融資産（例えば、資産ポジションにあるデリバティブで金融負債のヘッジとして指定されているもの）は、それが財務キャッシュ・フローを生じる場合、調整表に含めているか。

キャッシュ・フロー計算書を支える他の開示のうち、引き続き規制当局の期待を満たしていないものとしては、例えば以下のものがある。

- 現金及び現金同等物の識別に関する会計方針の説明。該当のある場合には、財政状態計算書において報告されている同等の項目（例えば、コミットされていない銀行ファシリティやキャッシュ・プール・ファシリティ）との調整表を含む。
- 「制約された現金」残高。通貨交換又は資金還元についての管理がある法域において事業を行っているグループについては、とりわけ関連性がある可能性がある。

6. 企業結合

企業結合は非常に大規模で、非常に複雑な取引であり、他の状況で直面することがないような多様な問題を生じさせることが多い。これらの問題の一部を以下で議論する。

(1) 企業結合及び取得企業の識別

手段の種類に関わらず、ある企業が他の企業の支配を

取得する取引の特性を明らかにするために、2つの質問をする必要がある。

- その取引は企業結合か？
- その場合、どちらの企業が取得企業となるか？

これらの質問は、最初に、IFRS第3号の公正価値交換モデル（資産及び負債を公正価値で認識し、のれんを認識して取得関連コストを即時に費用処理する結果となる）が適用されるか、コスト配分アプローチ（のれんは認識されず、取得関連コストが資産化される可能性がある）が適用されるかを決定し、企業結合である場合には、どちら（被取得企業）の企業の資産及び負債を公正価値評価し、どちら（取得企業）をしないのか決定することになるため重要である。このため、これらのポイントについての検討が不十分な場合は、根本的に不正確な会計処理を生じさせる可能性がある。

IFRS第3号はこれら両方の問題について、慎重に検討する必要がある多くの指標を通じてガイダンスを提供している。

(2) 無形資産の識別及び評価

多額ののれんが認識されるが無形資産はほとんど又はまったく識別されない企業結合は、規制当局の注意を引き付ける可能性がある。

IFRS第3号は、分離可能（被取得企業から分離され何らかの方法で収益化できる）又は契約もしくは法的権利から生じる無形資産を公正価値で認識することを要求している。これにより、企業結合外では認識されることがないかもしれない多くの資産（例えばブランド及び顧客関係）が認識されることとなる。どの資産が識別されるべきか、慎重な検討が必要である。

無形（及び、実際はその他の）資産が識別されると、その公正価値をIFRS第13号に基づき決定する必要がある。

(3) 企業結合と繰延税金

企業結合の会計処理を複雑にする一般的な要因のひとつは、繰延税金残高の認識及び測定である。とりわけ以下の点に留意が必要である。

- 繰延税金は、企業結合により認識されるのれん残高については認識されない
- 他の資産及び負債について、IAS第12号「法人所得税」における「当初認識の例外」は企業結合により認識される資産及び負債には適用されない。これは、被取得企業の財務諸表に認識されている資産負債と企業結合が生じたときのみ認識される項目（例えば、いくつかの無形資産）とともに繰延税金を認識する必要があることを意味する。
- これらの残高を測定するにあたっては、資産又は負債の税務基準額の決定において注意が必要である。これ

らの税務基準額は、現地の税法によっては従前の金額のままであるか、又は企業結合の結果として異なる金額に再設定されることがある。

- 繰延税金資産が認識されるべきかどうかの評価は、より大きなグループのレベルで行われるべきである。これにより（こちらも現地の税法次第ではあるが）、従前は被取得企業が認識していなかった資産が認識される可能性がある。

(4) 対価vs報酬

特に所有者自らが経営する事業の取得において、被取得企業の一人又はそれ以上の株主が、企業結合が完了した後のより大きなグループの従業員として残るケースが多い。このようなケースにおいては、これらの人々に対する支払又は資本の発行が以下のいずれであるかを決定することが重要となる。

- 企業結合の対価（この場合、負債又は資本が取得日に認識され、該当する場合、価値の事後的な変動のみが純損益に認識される）
- 結合後の雇用に対する報酬（この場合、負債又は資本は取得日に認識されず、支払額の全額が、関連する勤務期間にわたって従業員コストとして純損益に認識される）

IFRS第3号B54-B55項においてこの判断を行うためのガイダンスが提供されているが、雇用が終了すると自動的に支払いが失効するという条件付き支払は企業結合後の勤務に対する報酬であるとする、IFRS解釈指針委員会による2013年1月のアジェンダ決定^{*6}に照らしてこれらのパラグラフを読む必要がある。このガイダンスを適用するにあたり、以下の点に留意が必要である。

- 「雇用が終了すると失効する」の基準は厳格に適用され、既存の株主に対する類似の支払や従業員の離職の可能性が低いことはこれを覆す理由とはならない。
- 「良い離職者」と「悪い離職者」の規定の詳細な分析が必要であり、どの支払いが従業員の自己の意思による「通常の」離職によって失効したかを決定するにあたり最も重要である。
- これらの潜在的に大規模で非経常的な取引に適用される会計方針、及びその適用にあたっての判断に関する適切な開示が重要である。

(5) 割安購入

ほとんどの企業結合において、取得企業が支払う対価の価値は被取得企業の識別可能純資産の公正価値を超過し、（非支配持分及び従来保有していた被取得企業に對

する資本持分に関する調整を行ったうえで）のれんの認識をもたらす。

しかしながら、「割安購入」となる稀な状況においてはこの関係が逆となり、すべての関連性のある資産及び負債が識別されたかどうか、すべての関連性のある項目の公正価値が適切に決定されたかどうかを再評価した後においてのみ、即時に利得が純損益に認識される結果をもたらす。

こうした再評価が厳格に実施されること、及び割安購入が発生したと最終的に決定した場合には資産及び負債がどのように再評価されなぜ割安購入が発生したか（特定の資産及び負債を公正価値以外で測定するIFRS第3号の要求事項によることもある）について適切な開示が提供されることが重要である。

年間に1件以上の企業結合が発生した場合には、IFRS第3号が個々の重要な企業結合について別個に開示することを要求していることから、開示の集約が適切であると結論付ける前に注意が必要である。

(6) IFRS第3号が取り扱っていない取引

企業結合取引の範囲及び複雑性からすれば、IFRS第3号が実務におけるすべての可能性ある取引形態に対応していないことはおそらく驚くべきことではない。とりわけ、本基準は

- 共通支配下の企業結合（BCUCC）の会計処理について範囲から除外しているが、他のIFRSはそのような取引を具体的に取引していない。
- 法令により取得企業が残りの非支配持分により所有される株式の買付をオファーすることを要求される義務的公開買付（MTO）の取扱いについて対応していない。

BCUCCに関する会計方針は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」におけるヒエラルキーを用いて、他の会計フレームワーク、会計上の専門的文献及び一般に認められている業界実務慣行を参照し、関連性のある法域における投資家及び規制当局の期待を考慮に入れて策定されることが多い。

その結果として、このような取引の会計処理には多様性が存在し続けている。

IASBは、共通支配下の企業結合の会計処理に関するリサーチプロジェクトを設けており、2018年の後半をディスカッション・ペーパーの公表時期としている。

IFRS解釈指針委員会はMTOの問題を2013年3月に議論し、最終的な結論には至らなかったものの、委員会

^{*6} 本アジェンダ決定については、企業会計基準委員会（ASBJ）のウェブサイトの2013年1月のIFRIC Updateの日本語訳（<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/201301-1.pdf>）を参照いただきたい。

は、特定のMTOの状況において契約上の金融負債（IAS第32号「金融商品:表示」に定義されている）か、不利な契約（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる）のいずれかが生じるかどうかを決定する必要性について強調した。

両方のケースにおいて、取引間で首尾一貫した会計方針が適用され適切に開示が行われることが重要である。

(7) 開示の重要性

多くの企業結合取引の複雑性及びその結果としての資産及び負債の測定に必要とされる判断の水準に鑑みると、適切な開示は特に重要となる。

とりわけ、明確な開示が以下の項目について行われるべきである。

- 企業結合が行われた報告期間の末日において会計処理が完了していない企業結合。このような状況においては、暫定的な金額が使用されている事実、その理由、使用された暫定的な金額及び基準が許容している12か月以内の「測定期間」の間に認識された修正についての開示がIFRS第3号により要求されている。
- 企業結合が事業年度の期首に完了していたとした場合の結合後グループの収益及び純損益。
- 公正価値測定における仮定及び感応度。例えば、企業の将来の業績に基づく条件付対価は継続して公正価値により測定することが要求されており、公正価値のヒエラルキーにおいて「レベル3」に属する可能性があり、その場合はIFRS第13号「公正価値測定」による詳細な開示が要求される。

7. 確定給付年金制度

確定給付年金制度は、以下を相殺した積立超過又は積立不足の数値が発生する、会計上の複雑な分野である。

- 加入者に対する給付を支払う債務。予測単位積増方式を使用して測定する。
- 制度資産。公正価値で測定する。
- IAS第19号の「資産上限」の影響。雇用主が利用可能な返還又は将来掛金の減額の機能。

その結果、財政状態計算書において、少額の（又は0であっても）純額ポジションを示す場合でも、異なるリスク及び不確実性から発生する将来の変動を受ける、2つ又は3つの非常に多額の相殺された残高の結果である可能性がある。これは、いくつかの年金の取決めの複雑性（制度自体、又は雇用主の積立戦略）と併せて、当該取決め及び会計処理の際に適用した判断の効果的な開示が投資家にとって重要であることを意味する。

IAS第19号には、確定給付制度についての多くの開示要求が含まれている（例えば、上述の3つの残高それぞれの期首残高から期末残高への調整表、及び制度が運営

されている規則及び規制の枠組みの記述）。しかし、確定給付制度が財務諸表に対して重要性がある場合、高品質の財務報告には、特に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について、**それぞれの開示の目的を満たすために必要な詳細さの検討**が要求される。

- **少なくとも**、IAS第19号は、翌事業年度に支払われる予想拠出額の開示を要求している。将来の拠出に影響する積立を取決めのより完全な理解は、以下の開示を提供することにより可能となる。

- ▶ 積立不足を改善する支払いと当期の勤務に関する支払いとに区分した、将来年度についての予想拠出額
- ▶ 拠出水準改訂のシステム。それは財政再計算の一環であることが多い。
- ▶ 年金の拠出と他の取引との間の相互依存性。例えば、制度加入者が不利にならないことを確保するために、配当支払いのレベルの増加により企業の年金制度への拠出を増加することが要求される。

- 重要な数理計算上の仮定に対して、感応度分析が要求される（例えば、割引率、予想インフレーション及び死亡率）。先行きが不透明な時代に、「**合理的に考える**」とみなされるこれらの数値の変動のレベルは、報告日ごとに見直すべきである。
- **資産・負債マッチング戦略**（例えば、長寿スワップ）は、より一般的になっており、より複雑になっている。効果的な開示には、そのような取決めの存在のみではなく、そのような商品の基礎となる性質の存在及びそれらが評価されている手法も含まれる。

制度資産についてより一般的に、（単に相場がある及び相場のない資産を超える）適切なレベルでの分解は、制度の投資戦略及び晒されているリスクについての有用な洞察を提供することができる。

IAS第19号及びIFRIC第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の要求事項により、資産上限の影響及び多くの積立要件の複雑性について、正味の積立超過（又は、最低積立要件についての負債）を認識すべきかどうかを決定する際に、重大なレベルの判断が要求される可能性がある。これに目的適合性がある状況では、この会計上の要求事項について行使した判断の明確な記述（IAS第1号122項による）を提供すべきである。これは、雇用主に返還を行う前に加入者への給付を増大又は制度を解散する**受託者 (trustee) の権利**の評価を、カバーすることがしばしば必要となる。

他国の通貨を採用した国における割引率

2017年6月のIFRIC Updateでは、他国の通貨を公式又は法定の通貨として採用した国についての

IFRS解釈指針委員会によるアジェンダ決定が報告されている（委員会に提出された質問は、米ドルが使用されているエクアドルについてであった）。

適切な割引率を決定する際には、優良社債の厚みのある市場が存在するかどうかを、最初に検討することが必要である。そうである場合、そのような債券の利回りを割引率として使用する。そうでない場合、国債の利回りを使用する。

委員会は、優良社債の厚みのある市場が存在するかどうかの検討は、「通貨」のレベルで実施すべきであり、企業が営業を行っている「国」に限定すべきではないと結論付けた。そのため、企業は、他の法域における当該通貨建の優良社債に厚みのある市場が存在するかどうかを評価する必要があり、そうではない場合にのみ、国債の利回りの使用に戻る。

8. 法人所得税の影響の報告

法人所得税の報告は、例えば、不確実な税務ポジションや企業の実際負担税率の将来の変更の可能性の影響における報告の品質の観点から、より一般的には規制当局及びメディアによる企業の税務問題の監視の結果として、引き続き大きく注目される分野である。

財務報告の品質の一般的な要素の多くは、法人所得税に関連する。例えば、

- 税金に関する**会計方針**は、明確かつ企業グループの状況に特有であるべきである。また、関連性がある場合には、不確実な税務ポジションの認識及び測定を含めたすべての主要な論点に言及すべきである。
- 法人所得税は、**見積りの不確実性**の一般的な発生要因となる。特に不確実な税務ポジションについては、IAS第1号に従って開示される。翌事業年度の財務諸表において重要性のある修正が生じる重要なリスクが存在する場合には開示し、感応度又は生じ得る結果の範囲のような量的情報を含むべきである。後の期間における重要性のある修正の可能性はまた、例えば税金の注記に含まれ得る有用な情報である。
- 年次報告書に、例えばMD&Aや事業のレビューなど、**当期の業績に関する記述**を含む場合、それには税金の適切な議論を含むべきである。これには特に、実際負担税率の差異及び予想が含まれる。

IAS第12号で要求される実際負担税率の調整は、実際負担税率に影響を与える主要な要因とその要因の将来における持続性に関する明確な情報を提供するように注意深く作成されなければならない。これは、調整項目の性質や、その項目が生じた理由に関する情報を記述すること、及び、重要な1回限りの又は通常でない項目と、反復が期待される項目とを明確に区分することにより達成しうる。さらに、「前年度」の税務上の調整の取扱い

は、当期に会計処理する見積りの変更として表されるのか、又は、重要な場合には、遡及的な調整が必要である以前の年度の税金の会計処理の誤りであるのかという点で注意を払うべきである。

法人所得税に係る利息及び罰金

2017年9月のIFRIC Update では、法人所得税負債の支払の遅延に対して税務当局から課された利息及び罰金の処理に関するIFRS解釈指針委員会によるアジェンダ決定が報告された。委員会は、このようなコストがIAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれるのか（その結果、純損益の税金の項目の中に表示される）、又はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれるのか（その結果、営業又は財務コストとして表示される）の決定は、会計方針の選択ではなく、利息や罰金が発生した状況に基づいて検討されるべきであると結論付けた。

この判断は、利息及び（又は）罰金がより大きな税務ポジションの一部を形成すると考えられ得るかどうかに基づくべきである（例えば、利息及び罰金が全体的な税務ポジションの不利益を避けるために遅延支払コストとして受け入れられた場合）。

到達した判断に関わらず、重要性のある利息及び罰金に関する情報は、開示されなければならない。

(1) 不確実な税務ポジション

IFRS解釈指針第23号「法人所得税処理に関する不確実性」が2017年に公表されたが、2019年まで強制発効されない。到達した結論は、すでに発行されている会計基準と整合するものであり、また、追加するものではない。このように、直ちに適用可能である不確実な税務ポジションに対処するための適切なアプローチを提供している。

簡単にいうと、結論は以下のとおりである。

- 法人所得税負債又は資産に関する不確実性は、納付又は還付の可能性が高くなった（probable）場合のみ、税金負債又は資産の認識に反映されるべきである。
- 不確実性の判断を行う際に、適用する会計単位の識別には判断が要求される（すなわち、単一の法人所得税の不確実性なのか、あるいは、関連する不確実性のグループなのか）。
- これらの判断を行う際には、完全な「発見リスク」（すなわち、関連するすべての情報は税務当局が利用可能であることを）を仮定する。

作成者の現在の実務が、上述の結論と整合しない範囲で、上述のIFRS第9号、IFRS第15号、IFRS第16号の中で議論されたように、IFRIC第23号を適用する際の可能性のある影響の開示を提供しなければならない。

(2) 繰延税金資産の認識

IAS第12号は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産について、(たとえ、企業が現在損失を発生させているとしても)、企業がこれらの便益を使用する将来課税所得を稼得する可能性が高い場合、同一の税務当局内での同一の納税企業体に関する繰延税金負債のレベルを超えて、企業への認識を要求している。多くの場合、企業が将来課税所得を稼得するかどうかの評価には、例えば、検討する期間(これは、恣意的な期間ではなく、企業の事実と状況に基づくものであるべきである)、タックス・プランニング戦略、将来の契約の影響等、重要な判断が含まれる。

企業は、行った判断及びこれらの繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の開示が要求される。例えば、企業が損失を発生させている場合、繰延税金資産の裏付けとなる将来所得の利用可能性に関する証拠の開示が要求される。

米国税制の改正

2017年12月2日、「Tax Cuts and Jobs Act」が米国連邦議会上院により可決された。法案は、法人所得税率を最大35%から一律20%に削減することを含む国内歳入法(Internal Revenue Code)に対する一通りの修正を含んでいる。

変更は複雑で、その結果、影響は各企業の状況によって異なるものを含んでいる。本ニュース・レターを作成した時点では、法案は、大統領の承認が得られておらず、2017年中に承認されるのか(その結果、これらの変更は実質的に制定されていることになり、したがって、認識された税金残高が変更されることになる)どうか不明である。^{*7}

米国税制に影響を受ける企業は、2017年の年次報告書におけるこれらの変更の会計処理又は影響の開示について検討しなければならない。米国のDeloitteは、法案の進捗についてモニターしており、<https://.iasplus.com/en-us>を通じて最新版を提供する予定である。

9. 減損レビュー

減損レビューの実施及び開示は、依然として当局が目を見守っている領域である。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について要求される年次の減損テストに加えて、減損の兆候が存在するか否かを検討するために、どのような減損レビューが必要であるかを検討することが何よりも必要である。また、過去の期間に(減損損失の戻入れができないのれん以外の)資産について認識した減損損失がもはや存在しないか否かを評価し、存

在しない場合には、減損損失を戻入れしなければならないというIAS第36号「資産の減損」の要求事項もある。この評価の中で重要な点は、減損レビューをどのレベルで実施するか決定である。減損レビューは、次のいずれかのレベルで実施することが可能である。

- 個別資産のレベル(当該資産の回収可能価額が算定可能である場合)
- 資産の使用価値が処分コスト控除後の公正価値に近いとは見積もれず、かつ他の資産からのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出さないために、個別資産の回収可能価額の算定が不可能である場合は、(おおむね独立したキャッシュ・インフローを発生する最小の資産グループである) **資金生成単位**のレベル
- のれんの減損レビューの場合にのみ、資金生成単位グループのレベル(これは、のれんを内部管理目的で監視している最小のレベルであり、IFRS第8号において定義された事業セグメントよりも大きくない)

この評価はおおむね事実に基づくものであり、特に、資金生成単位の識別は、ある資産又は場所と、それ以外の資産又は場所との間において、キャッシュ・インフローの重要な相関が存在するか否かに係る客観的な評価に基づいていなければならないという点に留意が必要である。企業が事業を監視するレベルは、のれんの減損テストの目的のための資金生成単位のグルーピングにのみ関連性がある。

減損レビュー(又は戻入れ)を実施しなければならないとの判断が行われ、個別資産、資金生成単位、又はのれんが配分される資金生成単位グループが識別された場合は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれかの算定に使用されるすべてのインプットを慎重に検討することが重要である。いずれの算定もキャッシュ・フローの割引計算に基づいており、キャッシュ・フロー予測及び適用される割引率を評価することが要求される。企業を通じて同一の割引率を適用するのではなく、資金生成単位(又は資金生成単位グループ)のそれぞれに適切な割引率を使用しなければならない。また、例えば、公正価値算定におけるマーケット・アプローチ又はコスト・アプローチの適用に際して使用される仮定も、慎重に検討しなければならない。

開示については、次の事項を考慮しなければならない。

- 使用価値の算定における主要な仮定(割引率や永久成長率に限らない)。IAS第36号「資産の減損」では、当該仮定を決定するために使用された手法の開示も要求される。
- 仮定に係る合理的に考え得る変更によってのれんの減

^{*7} 2017年12月22日に大統領が署名し、法律として成立した。米国の税制改正のIFRS財務諸表に対する影響についての詳細は、本誌2018年3月号IFRS in Focus「米国税制改正法のIFRSにおける影響の会計処理」を参照いただきたい。

損が生じる場合は、定量的な感応度分析が要求される。

- 過去の期間における割引率と比較した場合の、重要な変動の理由についても説明しなければならない。

10. 自己資本の管理に関する開示

IAS第1号134項の要求事項を充足するためには、「定型的な」自己資本管理の方針や自己資本管理の目的、方針及び手続に関する不明瞭な説明は避けなければならない。特に、外部の資本規制を受ける企業にとっては問題となる可能性があるため、そのような企業は自己資本の管理方法、及び資本規制に関する要求事項が企業による資本管理において果たす役割について、慎重に検討しなければならない。

11. 英国のEU離脱（ブレグジット）及び2017年の年次報告書

英国内及び英国経済との関連性（たとえば、英国子会社、英国の顧客又は仕入先）におけるビジネス上の重要かつ広範な経済的影響の可能性を鑑みて、多くの企業では、自社の企業報告における「ブレグジット」の潜在的影響について既に議論を始めている。しかし、特定事業に対する長期的影響を測定するには時期尚早であるとの考えからか、今日に至るまで、この影響は比較的一般的な言葉で報告されている。

しかし、状況が明らかになるにつれて、企業は潜在的影響に関する自社分析を精緻化し続けることが重要であり、その精緻化の過程においては、ブレグジットの影響についてより詳細かつより企業に特有な議論を、企業報告に含めていくことが重要である。そのような議論は、法域に適用される要求事項によっては、企業の事業モデル又は企業が直面するリスクに関する議論の一部として説明されることもあり得る。目的適合性がある場合、2017年の業績に関連して企業が既に経験しつつある「ブレグジット」の影響を、2017年の企業業績の議論に含めるべきである。

財務諸表においては、ブレグジットに係る不確実性が見積りの不確実性の根拠に関する開示、公正価値測定の感応度分析で使用される「合理的に可能性のある」変動のパラメータ、認識済みの金融資産及び金融負債に関する市場リスク（例えば、外国為替相場）、減損レビュー等に関連する可能性がある。

デロイトのIFRS in Focus「欧州連合からの英国の離脱」*8で説明されているように、「第50条」のトリガーは、既存の税法のいかなる変更の実質的な制定とはならないことから、当期税金及び繰延税金は、既存の税法に基づいて測定されなければならない。

他の経済事象と同様、税法の変更は、将来の潜在的変更に係る見積りに基づくのではなく、変更の発生時に会計処理しなければならない。しかし、税金に係る会計は、税法の変更がすべての企業に同時に適用され、この結果、税金会計の変更について単一の「トリガー・ポイント」を提供することになる。「ブレグジット」の結果として、直接的又は間接的に生じ得る他の会計処理は、個別の企業に特有の事象又は決定から生じるものであるため、より企業に特有のものとなりやすい。例えば、リストラ引当金は、企業のリストラ計画が、IAS第37号の要求事項を満たした時点で認識される。

12. 気候関連財務リスクの開示

金融安定化理事会によって設定された団体である、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、2017年6月、気候関連財務リスクの効果的な開示について最終報告書を公表した。TCFDは以下に関する情報を企業報告の主要部分に含めることを提言している。

- 気候関連リスク及び機会に関する企業のガバナンス構造
- 気候変動が事業、戦略及び財務報告に及ぼす実際の影響及び潜在的な影響。これには、世界の気温が2°C上昇するというシナリオを考慮に入れることが期待されている。
- 企業が気候関連リスクを識別、評価及び管理する方法
- 気候関連リスク及び機会の評価及び管理に使用される測定基準及び目標数値

100社を超える大企業、多国籍企業の最高経営責任者（CEO）がTCFDの取組に対する支持を正式に表明し、他の企業に対しても、気候関連のリスク及び機会に関するより良い開示を支持するように求めている。

デロイトのIFRS in Focus「Task Force on Climate-related Financial Disclosures issues its final report」*9では、TCFDの最終報告について詳細情報を提供している。

*8 内容については、本誌2017年5月号IFRS in Focus「欧州連合からの英国の離脱」を参照いただきたい。

*9 原文（英語）に関しては、デロイトのIAS Plusのウェブサイト（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/ifrs-in-focus/2017/tcfd-final-report>）を参照いただきたい。

13. 2017年12月31日に終了する事業年度に強制適用となる新しい又は修正されたIFRS

下の表に記載の新しい又は修正された基準についての

詳細は、次のデロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」から入手できる。

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

IFRS
修正基準:
IAS第12号の修正「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」
IAS第7号の修正「開示イニシアティブ」
IFRS第12号の修正「年次改善—2014-2016年サイクル」

(1) IAS第12号「法人所得税」の修正「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」

IAS第12号の修正は、税務上原価で測定され、財務報告上公正価値で測定されている負債性金融商品の未実現損失が、将来減算一時差異を生じさせ得ることを明確にすると共に、当該一時差異について繰延税金資産を認識すべきかどうかを判断する際の評価方法を明確にしている。

(2) IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正「開示イニシアティブ」

IAS第7号の修正は、財務活動から生じた負債の変動（現金から生じた変動と非資金変動の両方を含む）の開示を要求している。財務活動から生じた負債とは、キャッシュ・フロー（又は将来キャッシュ・フロー）が財務活動から生じたキャッシュ・フローに分類される負債である。

(3) IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の修正「年次改善—2014—2016年サイクル」

「年次改善—2014-2016年サイクル」で導入されたIFRS第12号の修正は、子会社、共同支配企業及び関連

会社に対する持分に関する要約財務情報の開示に関する既存の免除を除き、IFRS第12号のすべての要求事項は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有もしくは非継続事業に分類される持分に適用されることを明確にしている。

14. 2017年におけるIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRSの正式な解釈指針を開発する活動及びIASBが基準の修正を提案する活動とともに、IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の概要（たいてい、提出された会計論点の議論を伴う）を定期的に公表している。

アジェンダ決定に含まれる説明は、正式にはIFRSの一部ではないが、会計方針を選択する際に注意深く考慮すべきガイダンスの重要な情報源である。多くの法域において、規制当局はアジェンダ決定が考慮されるであろうことを期待している。

2017年に、解釈指針委員会によって次のアジェンダ決定が公表された。

3月IFRIC Update	IFRS第10号—投資企業と子会社
	IAS第12号—事業ではない単一資産企業の取得時の繰延税金
	IAS第28号—ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価
	コモディティ・ローン
6月IFRIC Update	IAS第19号—他国の通貨を採用した国における割引率
	IAS第32号—中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ
	IAS第33号—参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金
	IAS第41号—果実生成型植物の上で生育する生物資産
9月IFRIC Update	IFRS第1号—初度適用企業としての子会社
	IFRS第9号—公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産
	IAS第12号—法人所得税に係る利息及び罰金
	IAS第38号—販売促進活動のために取得した物品
11月IFRIC Update	IFRS第3号—資産グループの取得

15. 2017年12月31日に終了する事業年度に早期適用可能となる新しい又は修正されたIFRS

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の30項は、公表されているが未発効の新しい及び改訂されたIFRSの潜在的影響を検討し、開示することを要求している。上記で議論されているとおり、これらの開示の十分性については（特にIFRS第15号の収益及びIFRS第9号の金融商品に関連しているため）、規制当局の現在の焦点の分野である。

下記のリストは、2017年11月30日をカットオ

フとしている。それ以降で財務諸表発行前にIASBによって公表された新しいIFRS及び修正されたIFRSの適用の潜在的影響を検討し、開示しなければならない。

IFRS早期適用の可能性に関して、現地のエンドースメント、又は他の規制当局、又は法的プロセスの影響について、常に検討されるべきである。

下表に記載の新しい基準、修正基準、及びIFRIC解釈指針についての詳細は、次のデロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」から入手できる。

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

IFRS	発効日
新しい基準	
IFRS第9号「金融商品」	2018年1月1日（＊）
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日
IFRS第16号「リース」	2019年1月1日
IFRS第17号「保険契約」	2021年1月1日
修正基準	
IFRS第10号及びIAS第28号の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」	2015年12月に、IASBは、当該修正の発効日を無期限に延期することを決定した。
IFRS第15号の明確化「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日
IFRS第2号の修正「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」	2018年1月1日
IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」	2018年1月1日
「年次改善—2014-2016年サイクル」で公表されているIFRS第1号及びIAS第28号の修正	2018年1月1日
IAS第40号の修正「投資不動産の振替」	2018年1月1日
IFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」	2019年1月1日
IAS第28号の修正「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」	2019年1月1日
IFRIC解釈指針	
IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」	2018年1月1日
IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」	2019年1月1日

＊2018年1月1日より前に開始する事業年度においては、適用開始日が2015年2月1日より前であれば、IFRS第9号の以前のバージョンが適用できる。

2016年4月に公表されたIFRS第15号の明確化は、IASBとFASBの合同の収益認識移行リソース・グループ（TRG）の議論で強調された多くの論点に対応している。^{*10}

同様のグループである金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ（ITG）は、IFRS第9号の予想損失に基づいた減損モデルから生じる論点

を議論するため、IASBによって設立された。^{*10}

IFRS第17号の公表後、保険契約に関する移行リソース・グループも設定され2018年からの会議の開始が予定されている。

以上

^{*10} IASBとFASBの合同の収益認識移行リソース・グループの議論の詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイトの「国際財務報告基準（IFRS）第15号 顧客との契約から生じる収益」の「収益に関する合同会議」の一連のニュースレターを、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループの議論の詳細は、次のデロイト トーマツのウェブサイトの「国際財務報告基準（IFRS）第9号 金融商品」の「金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループの会議」の一連のニュースレターを参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)